

建設工事における技術者等について

平成28年11月制定
令和5年3月改正
三沢市財務部管財課

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。(建設業法第7条第2号及び第15条第2号)

(2) 主任技術者

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第1項)

(3) 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第2項)

(4) 特例監理技術者

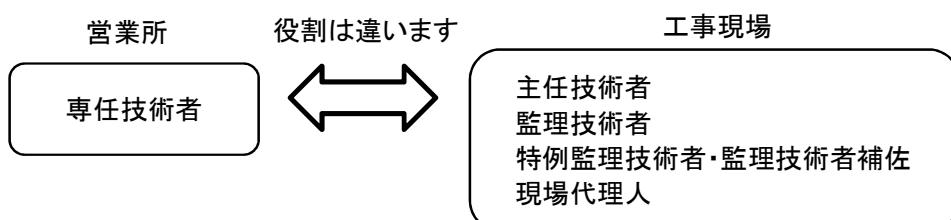
監理技術者補佐を工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者。
(建設業法第26条第3項但し書)

(5) 監理技術者補佐

監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者。
(建設業法第26条第3項但し書)

(6) 現場代理人

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。
(契約約款第10条第2項)



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札にあっては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあっては入札執行の日、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

(注1)合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2)在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3)工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4)大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため市長が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3ヶ月以上の要件を緩和することができます。

3 技術者の建設工事への設置

(1)建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計 (※1)	4,500 万円以上	4,500 万円未満	4,500 万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐		主任技術者
技術者の資格要件	・1級国家資格者 ・指定建設業の場合は、大臣特別認定者 (※2) ・指定建設業以外の場合には、実務経験者		・1級、2級国家資格者 ・実務経験者
技術者の現場専任 (※3)	公共性のある請負金額 4,000 万円以上の工事(※4)		

(※1) 建築一式工事の場合 7,000 万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

(※3) 特例監理技術者を除く

(※4) 建築一式工事の場合 8,000 万円

(2)市発注工事における技術者の設置

市発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

ア 主任技術者の資格

土木工事については共通特記仕様書に定める資格を有する主任技術者を、土木工事以外の工事については共通特記仕様書に準じて発注者が別に定める資格を有する主任技術者を設置することとします。

イ 監理技術者補佐の資格

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち1級の技術検定の第1次検定に合格した者(1級施工管理技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られるものとします。

ウ 営業所の専任技術者の工事現場への配置について

市発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の専任を要しない工事で、別紙1に定める要件を全て満たしている場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

4 技術者等の専任期間

(1)主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間

主任技術者又は監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しません。(建設業法第26条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

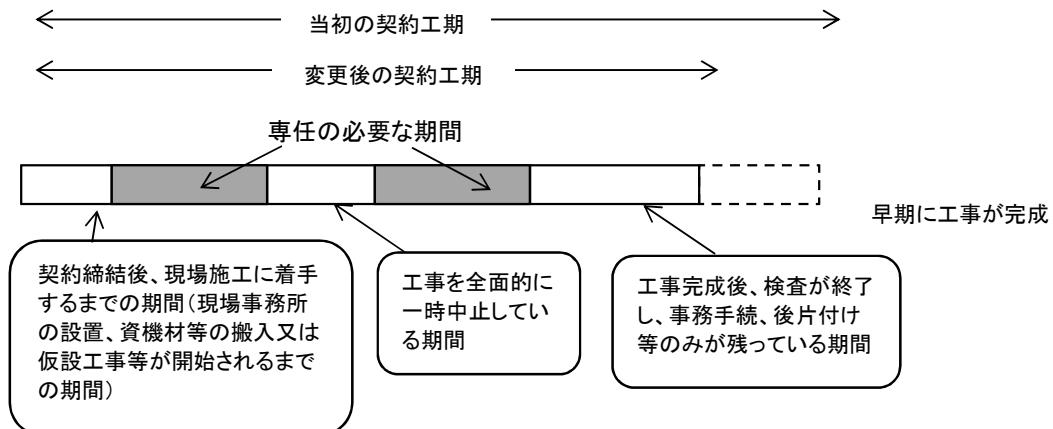
なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

(2)現場代理人の常駐期間

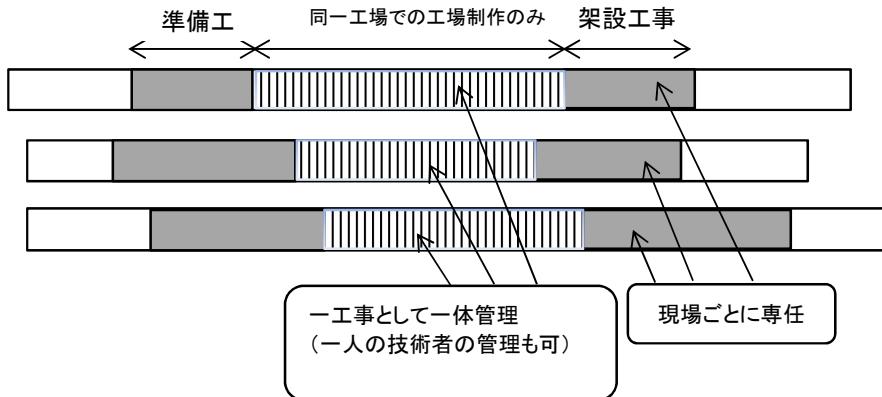
現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。ただし、次のように工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいとすることができます。(契約約款第10条第2項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

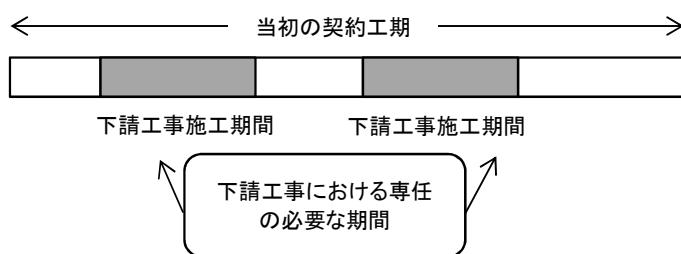
◇ 専任の主任技術者又は監理技術者の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている日については、1次及び2次下請業者は自らが直接施工する工事がないときであっても、その主任技術者は現場に専任していかなければなりません。

5 技術者等の兼務

- (1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐と現場代理人との兼務
主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。

- (2)二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は原則3件(④ただし書にあっては、2件)までとします。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事
※ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が三沢市内の工事又は工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事。
- ⑤ 災害等緊急を要する工事
- ⑥ 請負代金の額が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)未満の工事で、既に施工中の工事と同一の契約担当者等が発注し、契約担当者等が兼務を認めた工事

イ 主任技術者

専任を要する主任技術者は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する工事

ウ 監理技術者

専任を要する監理技術者は、既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。

エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐

特例監理技術者は、複数の工事現場を兼務できるが、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければなりません。なお、兼務できる建設工事の総数は、2件までとします。

兼務できる工事現場の範囲は、工事現場が三沢市内の工事、又は工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事とします。

兼務する場合には、監理技術者補佐が担う業務や情報通信技術の活用方針について、事前に確認するものとします。

◇ 兼務要件など

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	<ul style="list-style-type: none">・4,000万円以上：主任技術者と同様・4,000万円未満：同一発注者の工事・兼務できる工事は原則3件まで	<ul style="list-style-type: none">・契約後、現場施工に着手するまでの期間・全面的に一時中止している期間	3ヶ月以上の直接的・恒常的な雇用関係
主任技術者	<p>【専任を要する場合(4,000万円以上)※1】</p> <ul style="list-style-type: none">・同現場の追加工事を同一業者が随契・追加工事を施工中の業者が落札・分割発注工事を同一業者が落札・おおむね10km以内の近接工事・災害等緊急を要する工事・兼務できる工事は原則2件まで	<ul style="list-style-type: none">・工場制作のみが行われている期間・検査が終了し、後片付けのみが残っている期間	
監理技術者	<ul style="list-style-type: none">・同現場の追加工事を同一業者が随契		
監理技術者補佐	<ul style="list-style-type: none">・他の工事の職務とは兼務不可・営業所の専任技術者は兼務不可		
特例監理技術者	<ul style="list-style-type: none">・工事現場がおおむね10km以内の近接工事・それぞれの工事に監理技術者補佐を設置・兼務できる工事は2件まで		

(※1)建築一式工事の場合は8,000万円

※現場代理人及び専任を要する主任技術者及び監理技術者を兼務する場合には、工事担当課へ兼務届を提出すること。

6 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り変更することができます。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、技術者の変更には該当しませんが、施工体制が変更となることから、「現場代理人等変更届」を提出してください。

- ① 技術者のやむを得ない事情(病気、退職、死亡、出産、育児、介護等)により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。
- (注)一般競争入札により契約した建設工事にあっては、当該工事の申請時の資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。
- ② 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

7 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合(5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。)は、当該建設業者の落札決定を取り消します。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合(5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。)は、契約を解除します。

(3) 指名停止等の措置

- (1) 又は(2)の事実が明らかとなった場合は、市は指名停止等の措置を行うことがあります。

(施行日)

この取扱いは、令和5年3月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

建設工事における技術者等について

①3(2)ウについて

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中ににおいて常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められているが、次のすべての要件を満たす者については、特例的に営業所の専任技術者が、現場の主任技術者・監理技術者になることができる。

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・専任性が要求される工事現場の主任技術者・監理技術者でないこと。
- （参考：監理技術者制度運用マニュアルの「営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係」参照）